

■「産後ケア事業」を利用してみませんか？  
～産後のお母さんを応援します！～

産後の疲労回復、育児の不安や悩み解消のため、助産施設で助産師のケアを受けられます。

《こんな時、ひとりで悩まずにご相談ください》

- ◇授乳がうまくいかない、体重の増え方が心配など、赤ちゃんとの毎日で不安な時
- ◇気持ちが落ち込む、涙もろくなるなど悲観的に考えてしまう時（こうした状態が2週間以上続く場合「産後うつ」の可能性があります。また産後数か月たってから発症することもあります。）



対象	市内に住所がある産後1年以内の母子
費用	▷宿泊 1泊2日/3,300円 ※1泊追加ごとに2,475円加算 ▷日帰り 半日・1日/無料 ※今年度から無料になりました。
利用日数	宿泊・日帰り 各7日以内
キャンセル料(当日)	▷宿泊 5,050円 ▷日帰り 3,550円
利用方法	助産施設に予約後、利用申請書をこども支援課に提出してください。
実施助産施設	市ホームページや赤ちゃん訪問の際に配布するチラシをご覧ください。



☎こども支援課母子健康係 ☎5523

■児童扶養手当・特別児童扶養手当

《児童扶養手当》

ひとり親家庭などの生活の安定と、自立を支援するための手当です。

手当額や申請方法など詳しくは、市ホームページをご覧ください。



●受給資格者

国内在住で、(1)～(9)のいずれかにあてはまる児童※を監護している母、監護し生計を同じくする父、または父母に代わって児童を養育している方

- (1)父母が婚姻を解消した児童
- (2)父または母が死亡した児童
- (3)父または母が一定の障がいの状態にある児童
- (4)父または母が引き続き1年以上遺棄している児童
- (5)父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (6)父または母が母または父の申し立てにより保護命令を受けた児童
- (7)父または母の生死が明らかでない児童
- (8)母が婚姻によらないで出産した児童
- (9)父母ともに不明である児童（孤児など）

※18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方（心身に一定の障がいがあるときは20歳未満）

《特別児童扶養手当》

身体や精神に障がいのある児童の福祉増進を図るための手当です。

手当額や申請方法など詳しくは、市ホームページをご覧ください。



●受給資格者

国内在住で、身体や精神に中度または重度の障がいのある20歳未満の児童を養育している父母、もしくは父母に代わって児童を養育している方

※児童が障がいによる公的年金を受けられる場合や、施設などに入所中の場合、手当を受けることができません。

《手当額が変わりました》

令和5年全国消費者物価指数の実績値が上昇したため、令和6年4月分から手当の額が変わりました。

手当	区分	～令和6年3月	令和6年4月～
児童扶養手当	全部支給	44,140円	45,500円
	一部支給	10,410～44,130円	10,740～45,490円
特別児童扶養手当	1級	53,700円	55,350円
	2級	35,760円	36,860円

※所得制限により、全部（一部）が支給停止となる場合があります。